

(10) バス運行対策費補助金を受けて取得する乗合バス車両に係る特例措置の延長（自動車取得税）

内 容

過疎地におけるバス交通を維持するため、バス運行対策費補助金を受けて取得する乗合バス車両に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

自動車取得税：非課税